

6月定例会で可決された意見書

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。その実現に当たっては、業績回復が堅調な大手企業だけでなく、円安で原材料や電気料金の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう、「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を、いかに上げるかにかかっている。

よって、国においては、平成27年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 中小・小規模事業者に経済の好循環を拡大させるために、政労使会議で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の履行状況についてフォローアップされること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
神奈川労働局長 あて

7月23日、24日、小学生広島派遣事業で、児童が戦争の悲惨さや平和の尊さについて学びました。広島平和記念公園にて。



請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果
総務教育	保険診療への消費税ゼロ税率課税（免税措置）とする意見書提出を求めることに関する陳情	27.6.8 趣旨不承
市民福祉	子宮頸がん予防ワクチン接種により支障を来している者への支援を求める陳情	27.6.4 趣旨不承
経済建設	神奈川県最低賃金改定等に関する意見書	27.6.5 趣旨了承

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます
市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

- ◆提出には、次のことに注意してください
- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
 - ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
 - ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。

《例》

〇〇〇に関する請願（陳情）
平成 年 月 日

綾瀬市議会議長
〇〇〇 殿

紹介議員
(署名または記名押印)
請願（陳情）者
住所
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨.....
理由.....
.....

- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。
- ※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局にお問い合わせください。

審議日程（予定）

9月1日（火）	本会議（議案審議）
2日（水）	本会議（議案審議）
4日（金）	市民福祉常任委員会
7日（月）	経済建設常任委員会
8日（火）	総務教育常任委員会
9日（水）	市民福祉常任委員会
10日（木）	経済建設常任委員会
11日（金）	総務教育常任委員会
14日（月）	基地対策特別委員会
16日（水）	本会議（一般質問）
17日（木）	本会議（一般質問）
18日（金）	本会議（一般質問 予備日）
25日（金）	本会議（委員長報告～採決）

9月定例会

あなたも傍聴してみませんか

- ・傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出します。資料は10部限りです。窓口での申し込み順となります。
- ・開会時間は午前9時、25日（金）は午前9時30分になります。
- ・日程や時間は変更することがありますので、議会事務局にお問い合わせください。

議会事務局 ☎0467-70-5644
✉su3110@city.ayase.kanagawa.jp

今後の予定

12月定例会 11月27日～12月16日
平成28年3月定例会 2月25日～3月22日

